



令和5年9月1日

九州地方整備局

流域治水推進室

## 九州地整管内の流域治水をさらに推進します!!

～流域治水プロジェクト2.0の策定&特定都市河川指定の検討加速～

九州地整管内の流域治水をさらに推進するため、以下の3つの取り組みを行っています。

- ① 流域治水プロジェクト2.0の策定
- ② 特定都市河川指定の検討
- ③ 特定都市河川制度相談窓口の設置

### ① 流域治水プロジェクト2.0の策定【別紙—1】

気候変動の影響により2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が約1.2倍、洪水発生頻度が2倍に増加すると見込まれています。このことを踏まえ、流域治水の取り組みを更に加速化・深化させるため九州地整管内では、以下の水系で先行して気候変動を踏まえた対策の方針を反映した「流域治水プロジェクト2.0」を策定しました。

#### 策定した河川：緑川水系【別紙—2】、遠賀川水系【別紙—3】

※他の一級水系についても、今年度を目途に順次更新していきます。

### ② 特定都市河川指定の検討【別紙—4】

あらゆる関係者との連携の下、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」を推進するため、特定都市河川浸水被害対策法により、令和9年度までの特定都市河川への指定を検討しています。

#### ・大臣指定済みで流域水害対策計画を検討中の河川 1水系

#### ・令和9年度までに指定を検討している河川 10水系

(大臣指定:7水系、知事指定3水系)

※他の水系についても検討を進めていきます。

### ③ 特定都市河川制度相談窓口の設置【別紙—5】

特定都市河川制度活用の各段階における具体的な課題等について相談を受ける「特定都市河川制度相談窓口」設置し、地域に応じた制度活用を支援します。

◆問い合わせ先 九州地方整備局 流域治水推進室 TEL 092-471-6331(代表)

河川部 河川計画課長 酒匂 一樹 (内線 3611) (直通 092-476-3523)

建設専門官 牧之内 洋一 (内線 3615) //

令和5年9月1日  
九州地方整備局  
流域治水推進室

## 特定都市河川の指定を検討しています

### ～令和9年度までの指定を検討する河川を公表～

九州地方整備局では、あらゆる関係者との連携の下、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」を促進するため、特定都市河川制度の活用への推進に取り組んでいます。

令和5年度から令和9年度の5年間に於いて特定都市河川の指定を検討している河川及び指定後の取組の見通し等を公表します。（令和5年9月1日時点）

引き続きその他の河川についても指定の検討を進めていくこととしています。

また、特定都市河川指定の予定は、関係機関等との調整により変更することがあります。

#### 特定都市河川に指定された河川の情報

（令和5年9月1日時点）

| No. | 水系名 | 河川種別 | 代表河川名         | 指定河川数 | 流域<br>都道府県 | 流域<br>市町村数 | 指定者 | 特定都市河川<br>指定年月日 | 流域水害対策計画<br>策定年月日 |
|-----|-----|------|---------------|-------|------------|------------|-----|-----------------|-------------------|
| 1   | 六角川 | 一級   | ろっかくがわ<br>六角川 | 33    | 佐賀県        | 2          | 大臣  | R5.3.28         | R6.3予定            |

#### 特定都市河川の指定を検討している河川の情報

（令和5年9月1日時点）

| No. | 水系名  | 河川種別 | 代表河川名            | 予定指定<br>河川数 | 流域<br>都道府県  | 予定流域<br>市町村数 | 指定者 | 特定都市河川<br>指定予定時期 | 流域水害対策計画<br>策定予定時期 |
|-----|------|------|------------------|-------------|-------------|--------------|-----|------------------|--------------------|
| 1   | 本明川  | 一級   | ほんめいがわ<br>半造川    | 検討中         | 長崎県         | 検討中          | 大臣  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |
| 2   | 菊池川  | 一級   | はねぎがわ<br>繁根木川    | 検討中         | 熊本県         | 検討中          | 大臣  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |
| 3   | 大分川  | 一級   | おおいたがわ<br>大分川    | 検討中         | 大分県         | 検討中          | 大臣  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |
| 4   | 五ヶ瀬川 | 一級   | ごうりがわ<br>祝子川     | 検討中         | 宮崎県         | 検討中          | 大臣  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |
| 5   | 大淀川  | 一級   | おおよどがわ<br>大淀川    | 検討中         | 宮崎県<br>鹿児島県 | 検討中          | 大臣  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |
| 6   | 川内川  | 一級   | はつきがわ<br>羽月川     | 検討中         | 宮崎県<br>鹿児島県 | 検討中          | 大臣  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |
| 7   | 川内川  | 一級   | くまのじょうがわ<br>隈之城川 | 検討中         | 鹿児島県        | 検討中          | 大臣  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |
| 8   | 肝属川  | 一級   | くしらがわ<br>串良川     | 検討中         | 鹿児島県        | 検討中          | 大臣  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |
| 9   | 甲突川  | 二級   | こうつきがわ<br>甲突川    | 検討中         | 鹿児島県        | 検討中          | 知事  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |
| 10  | 新川   | 二級   | しんかわ<br>新川       | 検討中         | 鹿児島県        | 検討中          | 知事  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |
| 11  | 稲荷川  | 二級   | いなりがわ<br>稲荷川     | 検討中         | 鹿児島県        | 検討中          | 知事  | 検討中              | 指定後<br>速やかに策定      |

※更新された情報は以下のページで確認できます

九州地整 HP : [https://www.qsr.mlit.go.jp/useful/n-shiryo/kasen/ryuiki\\_pro.html](https://www.qsr.mlit.go.jp/useful/n-shiryo/kasen/ryuiki_pro.html)

## 「特定都市河川浸水被害対策法」

【背景】豪雨災害の激甚化・頻発化により、水災害が全国各地で大規模に発生。

このため、流域一帯の対策を進める手段として、特定都市河川の指定範囲が都市部の河川から全国の河川へ拡大。(R3.11法施行)

【目的】国・県・市町村・企業等、流域のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図り、流域全体での水災害対策を推進。

## 特定都市河川の指定でできるようになること

### 雨水流出の増加を抑制

- ◆ 雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水がしみこみにくくなる行為）の許可が必要となる対象の拡大

これまで（都市計画法）：10,000㎡以上

→ これから（特定都市河川法）：1,000㎡以上

※特定都市河川法により都市計画法の手続きが不要となるわけでは  
ありません

### 流域の貯留・浸透機能の向上

- ◆ 既存調整池を保全調整池として指定が可能
- ◆ 水田等を貯留機能保全区域として指定が可能
- ◆ 公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進

### 水害リスクを踏まえた土地利用

- ◆ 浸水被害防止区域の指定が可能

